「経済財政運営と改革の基本方針2019(骨太方針)」

(令和元年6月21日閣議決定)(抜粋)①

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

- 3. 地方創生の推進
- (1)東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出

(略)

公共施設等の整備・運営などのあらゆる公共サービスにPPP/PFIを積極的に活用し、地域の企業等の参入を促す。

第3章 経済財政と財政健全化の好循環

1. 新経済・財政再生計画の着実な推進

(略)

規制・制度改革を通じた公的分野への民間参入・官民連携を促進し、民需中心に継続的に需要拡大するとともに財政の効率化と質の向上を併せて実現していく。このため、次世代型行政サービスへの改革を推進するとともに、予防・健康づくりやデータへルスの取組、PPP/PFIなどの公的サービスの産業化の取組を加速・拡大し、公的サービスに付随する投資や新たなサービスの創出を促進する。

「経済財政運営と改革の基本方針2019(骨太方針)」 (令和元年6月21日閣議決定)(抜粋)②

- 2. 経済・財政一体改革の推進等
- (2)主要分野ごとの改革の取組
- ②社会資本整備
- (PPP/PFIの推進)

民間資金のより積極的な活用、既存の公的資産の利活用、収益を再投資に向ける仕組み等の構築を通じ、インフラ・公共サービス分野への民間の資金・ノウハウ活用について、抜本的に拡充する。このため、「成長戦略フォローアップ」及び「PPP/PFI推進アクションプラン^{※1}に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する。上下水道のコンセッションについて、関係府省庁が連携し、先頭に立って取組を開始する地方自治体を後押しするとともに、そのノウハウを横展開する。また、赤字空港の経営自立化を目指し、運営権対価の最大化を図りつつ、地方管理空港を含め、原則として全ての空港へのコンセッションの導入を促進する。刑務所の運営等にPFI手法を活用した事例の検証結果を踏まえ、地方を含めた庁舎建設などあらゆる公共サービスにPPP/PFIを積極的に活用する。

人口20万人以上の地方自治体における実効ある優先的検討の運用をはじめとするPPP/PFIの実施支援に加え、導入可能性調査経費等の初期投資支援や地域企業が参加するプラットフォームの形成促進など具体的案件形成に向けた支援を強化するとともに、PPP/PFI導入の優先的検討を要件とした補助金・交付金の拡大など、地方自治体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策を講ずる。人口20万人未満など人口規模が小さい地方自治体においても案件形成が進むよう、また、地元企業の案件への参加が促進されるよう、全国の地方自治体や、地元企業、地域金融機関の地域プラットフォームへの参画を促す。

また、キャッシュフローを生み出しにくいインフラにも、積極的にPPP/PFIを導入すべく、サービス購入型の運営権設定や多年度かつ広域での一括契約などの仕組みを活用した民間技術・ノウハウの導入に向けて、具体的に検討を進める。

※1 「PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)」(令和元年6月21日民間資金等活用事業推進会議決定)